

# 大阪大学 大学祭企画参加規約

## 第1条（大学祭）

大阪大学大学祭中央実行委員会（以下本会という）の運営のもと、大阪大学（以下本学という）のキャンパス内で実施される『いちょう祭』・『まちかね祭』を本学の大学祭（以下本祭という）とする。

## 第2条（参加資格）

本祭には、本学の学生が責任者及び副責任者を務める団体（以下企画団体という）のみが企画を行う資格を有する。但し、本祭に参加する際には本会の指定する本祭に必要な作業に参加しなければならない。

## 第3条（企画の区分）

本会が統括する企画には以下の区分を設ける。

1. 館内企画 本会が定める教室で行われる企画を指す。
2. 模擬店企画 全学教育推進機構講義棟前歩道（通称：メインストリート）及びその周辺区域にテントを設置し、そこで行われる企画を指す。
3. ステージ企画 本会で設営、管理するステージで行われる企画を指す。ステージ企画を行う際、本会で定める手続きを経た上で、制約を課す。企画時間は企画団体の希望を取り、本会で調整する。
4. その他企画 上記3項目のどれにも属さない企画を指す。主な企画場所としては全学教育推進機構講義棟A棟B棟間廊下やピロティ、言語文化研究棟前駐車場などがある。

#### 第4条（参加登録及び取消）

1. 企画団体は本会が行う本祭への参加登録手続きの完了をもってはじめて大学祭において企画を行うことが認められる。
2. 企画団体は参加登録手続きにおいて正責任者1名、副責任者2名を定めなければならない。異なる団体の責任者を兼任することはできない。
3. 前条（第2条）の規定に関して参加登録手続き後の責任者の変更は禁止とする。但し、変更が妥当とされる理由のある場合はその限りではない。
4. 館内・ステージ・その他企画は3人以上、模擬店企画は6人以上で本祭に参加しなければならない。これは本会の指定する作業に必要な最低人数である。
5. 正副責任者、又はそのいずれかから委任を受けた者の内1人が代議員として、本会主催の総会への参加義務及び総会における議決権を有する。
6. 本会が求めた場合、企画団体は参加登録完了後に企画内容を記した企画書を提出する義務がある。例外としてステージ企画の企画団体は、PA表を企画書のかわりに提出することとする。
7. 同一の団体が複数の名義で参加登録を行うことは禁止とする。但し、異なる企画区分にそれぞれ参加する場合にはその限りではない。
8. 企画団体は本会の定める手続きを経て、企画を辞退することが可能である。

#### 第5条（食品の取扱）

1. 食品を取り扱う際には事前に本会を通し保健所に申請し、許可を受けなければならない。また、調理をする際には本会及び保健所の指示に従い、細心の注意を払って行わなければならない。
2. 申請していない食品、許可の出していない食品を取り扱うことは禁止とする。

#### 第6条（外部企業について）

大学祭は学生主体で行うものであり、極力企業協賛は控えるものとする。企業協賛を行う場合は、大学の許可を得た上で以下の項目を守らなければならない。

1. 外部企業と提携した企画を行う場合、企業から連絡を受けた時点で本会に連絡し、本会に企画書を提出すること。
2. 入場料など金銭が絡む場合、本祭終了後に本会に決算報告を行わなければならない。
3. メインストリートにおける企業の営業行為は原則として禁止とする。

## 第7条（注意事項及び禁止事項）

企画団体は以下の注意事項を守らなければならない。

1. 企画で使用する場所、借用する備品は丁寧に使用・管理し、破損・紛失した場合には相当額を弁償しなければならない。
2. 本祭期間中に事故またはトラブルを起こしたときには、その責任の一切を負う。

また、本会は企画団体に対し以下の行為を禁止とする。

3. 企画書の範囲外の行為（全団体）
4. 割り当てテント外でのパフォーマンス、過度な宣伝、場所の占有を伴う行為（模擬店団体）
5. 飲酒の強要、セクハラなどの他者に迷惑が及ぶ行為
6. 法律違反及び公序良俗に反する行為
7. 宗教活動及び過度な勧誘活動を伴う行為
8. 住所、電話番号などの個人情報を問う行為
9. 本会の定める登録手続きを行わず、本会の許可なく本祭期間中に本祭会場で企画を開催する行為
10. 本祭期間中の大学構内での宴会行為
11. 総会で配布される資料にて定められる規定に違反する行為
12. その他、総会または本祭期間中に行われた本会の指示に反する行為
13. 本祭に対し著しく不利益となる行為

## 第8条（違反行為に対する処分）

本規約で定めた規則に違反したと本会が認めた場合、企画団体に対し企画の改善の要求、企画自体の中止及び次回以降の本祭への参加を制限するなどの厳正な処分を与える。

附則 本規約は平成26年に行われるいちょう祭第1回総会より施行される。また、改廃の決定は本会が行う。